パブリック・コメント
～あなたの声をお聞かせください～

芳賀町総合情報館設置及び管理に関する条例（案）

に対するご意見を募集します

（仮称）芳賀町総合情報館は、平成20年10月の開館を目標に準備作業を進めています。設置などについて条例で定める必要があるため、条例案を作成しました。そこで、町民の皆さんのご意見を広く募集します。

お寄せいただいたご意見は、条例案に対する町の考え方とともに、整理したうえで公表します。

■情報館とは

私たちを取り巻く社会は、いま急激に変化しています。少子高齢化・高度情報化など社会環境の変化は顕著で、町民の皆さんの意識や価値観も多様化しています。これらの社会変化に対応し、真に心豊かで、住みよい芳賀町にするためには、町民一人ひとりが生涯にわたって多面的に文化・行政情報を利用できる環境と条件の整備、充実が求められています。

（仮称）芳賀町総合情報館は、図書館、博物館、文書館（古文書と行政文書）機能をあわせ持つ施設で、図書や文書による文字ばかりでなく、考古・民俗・歴史・美術資料などの有形資料による情報を総合的に取り扱い、発信しようとするものです。

平成19年9月に本体工事が完了し、現在は、収蔵庫・地域資料庫の棚や図書館書架など備品の設置を進めています。図書館は20年夏休み前に仮オープン、10月には博物館・文書館をあわせた3つの機能が正式オープンする予定です。開館記念として「福田たね・青木繁ロマン展」を計画しています。

【資料の配布場所】 町民会館内生涯学習課総合情報館推進係、生涯学習センターおよび水橋分館、芳賀町ホームページに掲載

【応募方法】 配布場所に備えてある用紙に記入し、郵便、ＦＡＸ、電子メールで応募
※電話などによる口頭での意見提出はご遠慮ください。
問生涯学習課総合情報館推進係　〒321－3304　芳賀町大字祖母井548番地１
【☎028（677）2525】【FAX028（677）4918】【✉jouhoukan@town.haga.tochigi.jp】

【応募期間】 １月10日（木）～２月23日（土）

芳賀町総合情報館設置及び管理に関する条例（案）

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第１項に基づき、芳賀町総合情報館（以下「情報館」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　文化情報資源を活かして町民の多様な活動を支援し、文化芸術の振興及び地域の活性化を目的として情報館を設置する。

２　情報館は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1)芳賀町図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく図書館）

(2)芳賀町博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）に基づく博物館）

(3)芳賀町文書館（公文書館法（昭和62年法律第115号）に基づく文書館）

（名称及び位置）

第３条　情報館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	芳賀町総合情報館
位置	芳賀町大字祖母井１０７８番地

２　情報館に次の分館を置く。

名称	芳賀町総合情報館分館
位置	芳賀町大字与能１５１４番地２

（管理及び運営）

第４条　情報館の管理及び運営は、芳賀町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

（職員）

第５条　情報館に、館長その他必要な職員を置く。

（使用許可）

第６条　情報館を使用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

２　教育委員会は、前項の許可をするに当たり、管理運営上必要がある場合は、条件を付することができる。

（使用制限）

第７条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の許可をしない。

(1)公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。

(2)施設等を破損、汚損又は滅失するおそれがあるとき。

(3)その他管理運営上支障があると認めるとき。

（使用権利譲渡等の禁止）

第８条　情報館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に情報館を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第９条　教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を制限し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

(1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)使用許可の条件又は指示に従わないとき。

(3)使用目的に違反したとき。

(4)その他教育委員会が管理上必要と認めたとき。

２　教育委員会は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由による同項の処分を受け、当該処分によって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（使用料の納付及び減免）

第10条　使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

２　前項の使用料は、教育委員会が公益上必要と認めたときは、これを減額又は免除することができる。

（使用料の還付）

第11条　既に納付した使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（観覧料の納付及び減免等）

第12条　情報館が展示室で開催する展示の観覧料は、無料とする。

ただし、特別な企画による展示については、観覧料を徴することができる。

２　教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による観覧料の全部又は一部を還付することができる。

３　既に納付した観覧料は還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第13条　使用者は、その使用が終わったとき、又は第９条の規定により使用できなくなったときは、自己の費用で速やかに原状に回復しなければならない。

２　使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会が使用者に代わり原状に回復する。この場合、使用者はその経費を負担しなければならない。

（損害賠償の義務）

第14条　使用者は、情報館の使用に際して施設及び附属機器を滅失し、又は破損若しくは汚損したときは、教育委員会の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

（運営協議会の設置）

第15条　情報館の円滑な運営を図るため、芳賀町総合情報館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

２　運営協議会は、図書館法第14条に規定する図書館協議会及び博物館法第20条に規定する博物館協議会を兼ねるものとする。

３　運営協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、教育委員会が委嘱する。

４　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

（施行期日）

１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

（芳賀町郷土資料館の設置及び管理に関する条例の廃止）

２　芳賀町郷土資料館の設置及び管理に関する条例（昭和49年芳賀町条例第20号）は、廃止する。

別表（第10条関係）

使用料

（開館時間内で１時間当たり）

区分	使用料金
展示室１	７００円
展示室２	８００円
多目的室	５００円
町民ギャラリー	３００円
会議室	３００円

備考

１　使用時間は、準備及び後片づけに要する時間を含む。

２　使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の使用料は、規定の使用料に次に定める率を乗じて得た額とする。

(1)入場料　１、０００円未満　1.2

(2)入場料　２、０００円未満　1.5

(3)入場料　３、０００円未満　2.0

(4)入場料　３、０００円以上　2.3

３　使用時間は１時間を単位とする。